

学校看護師による医療的ケアを希望する保護者の皆様へ

医療的ケアの必要な児童・生徒が安全で、安心した学校生活を送れるように、学校看護師による医療的ケアを実施しています。学校看護師による医療的ケアを希望される場合には、就学相談会に申し込んでいただく必要があります。就学相談会において、教育委員会による審査を行い、対象児童・生徒が在籍する学校に必要な応じて学校看護師を配置します。

福岡市立小中特別支援学校における医療的ケアとは？



「医療的ケア」とは、日常的、継続的に学校生活を送るうえで必要とされる、たんの吸引、経管栄養等の生活援助行為としての医行為です。病気からの回復期など一時的に行う医行為、緊急時のみ行う医行為及び治療を目的とする医行為でないものをいいます。また、児童生徒が安全に実施できる場合も、緊急時の対応だけでは学校看護師による対応の対象とはなりません。

○ 医療的ケアの状況は一人一人個別に違いますので、学校看護師による医療的ケアの対象とするか否かについては、就学相談会にて個別に検討いたします。

○ 学校看護師は、医師の指示により、医療的ケアを実施します。医師が不在の学校では、主治医の指示書に基づき学校看護師が実施します。保護者の皆様には、主治医の指示書をご提出いただきます。

学校で行われている医療的ケアの内容(例)

- ・たんの吸引 ・経管栄養 ・気管切開部の衛生管理 ・導尿
- ・その他、各学校の医療的ケア支援委員会において実施可能であることを確認した医行為（血糖値測定及びインスリンの投与、酸素療法、人工呼吸器の管理等）



※医療的ケア支援委員会は、各学校で医療的ケアの実施に関して話し合う会議です。

○ 例えば「体調が悪い時に酸素投与を行う。」「体調が悪い時に酸素量を変更する。」等、保護者が家庭で、状況に応じて判断、変更・調整を行っている内容について、医師がいない学校では、学校看護師が判断、変更・調整することは実施困難と医療的ケア支援委員会等で判断されることがあります。

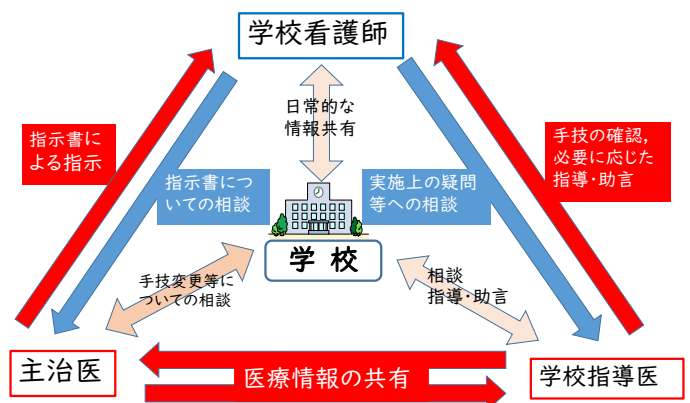
学校における医療的ケアの実施体制

医療的ケアを実施する学校毎に、学校や学校看護師のアドバイザーとして学校指導医をお願いしています。

学校看護師が実施する医療的ケアは、主治医の指示書の範囲内で、学校指導医の助言を受けながら実施します。



参考 学校における医療的ケアの支援体制
主治医・学校指導医・学校の役割と連携の進め方



医療的ケアを実施するまでの手続き・流れ（新入生の場合）

5月～7月 就学相談会への申し込み（保護者、園、学校）

- 就学相談会の申し込み書類に加え、医療的ケア実施申請書(医療的ケア様式1)の提出をお願いします。
- 主治医指示書(医療的ケア様式2)の交付には、費用負担も生じますので、学校での医療的ケアの実施について質問等がある方は事前にお問い合わせ下さい。

就学相談会の日程のご案内（発達教育センター）

- 就学相談会(面談日)までに主治医指示書(医療的ケア様式2)を提出してください。(保護者)

7月～10月 就学相談会（発達教育センター）

- 学びの場に関する相談や医療的ケア実施申請書と主治医指示書の内容について医療相談を実施します。

11月頃 学びの場の総合的判断・医療的ケアの対象か否かについてのお知らせ ※保護者の意向確認、就学先の決定→1月下旬入学通知の発送

- 入学までに、学校看護師の配置や学校体制作りを行います。

入学後 4月～5月 医療的ケアの実施に向けた準備（学校）

- 準備が整うまで、保護者による医療的ケアの実施となります。
 - ・学校生活に慣れる
 - ・健康状態の把握
 - ・不調の傾向の把握
 - ・保護者から手技の引継ぎ
 - ・実施手順書作成

4月～5月 医療的ケアの実施内容・方法の決定（学校）

- 学校指導医による検診（保護者・本人参加）
- 学校指導医、学校看護師による手技の確認（保護者・本人参加）
- 医療的ケア支援委員会における実施内容と方法の決定

学校看護師による医療的ケアの実施

(医療的ケア就学相談用)

学校看護師による医療的ケアの実施にあたりご理解いただきたいこと

【小中学校・特別支援学校共通】

- 1 定期的に受診し、主治医による適切な指示を受けてください。
- 2 医療的ケアの内容に変更があった場合は、主治医と相談し、再度手続きを行ってください。
- 3 緊急連絡先を必ず学校に知らせ、連絡があった場合は速やかに対応してください。
- 4 医療的ケアの実施に必要な手続きが終わるまでの期間及び学校看護師がやむをえず不在の時、児童生徒の体調不良時は、学校看護師による医療的ケアを実施することができません。その際、保護者の方に協力を依頼することがあります。
- 5 校外での活動を行う際に、状況によっては、保護者の方に同行を依頼することがあります。宿泊を伴う校外学習は、原則として、保護者の同行をお願いします。
- 6 その他の理由で、学校看護師による医療的ケアの提供が困難と判断される場合は、学校長から、校内での待機を要請するなど、保護者の方に協力を依頼することがあります。
- 7 学校看護師による医療的ケアの実施が決定された場合は、保護者の方は次の事項に関し、責任を持って対応してください。
 - (1) 児童生徒の主治医による定期的な診察を受けた結果、健康状態等に变化があった場合は、速やかに校長に伝えてください。
 - (2) 学校が定めた書類の提出、立会い等の手続きを滞りなく行ってください。
 - (3) 医療的ケア実施に係る経費及び児童生徒の医療的ケアに必要な医療器具等について負担してください。また、医療機器等の衛生面の管理、保守点検を行ってください。
 - (4) 学校が定める健康チェックカード等により、児童生徒の健康状態について学校と毎日連絡を取り合ってください。また、常に学校と連絡が取れるようにしておいてください。

【特別支援学校のみ】

- 8 通学中のスクールバス内での医療的ケアは実施できません。また、体調不良等の場合、スクールバスの利用を控えてください。

問い合わせ先

福岡市教育委員会 発達教育センター 相談・支援係

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番6号

TEL 092-845-0015 FAX 092-845-0025